

大和市告示第４号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第２項の規定により市道の路線を次のとおり変更し、同法第１８条第１項の規定により次のとおり道路の区域を変更し、及び同条第２項の規定により令和７年１月６日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、告示の日から２週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和７年１月６日

大和市長 古谷田 力

路 線 名	旧	起 点	終 点	幅 員	延 長
	新				
公所７４－１号	旧	下鶴間字甲三号 ６０４番１先	下鶴間字甲三号 ６０３番１０先	m 1.82	m 49.84
	新	下鶴間字甲三号 ６０４番１先	下鶴間字甲三号 ６１１番１０先	1.82	37.14